

(別記様式第1号)

計画作成年度	平成26年度
計画変更年	平成27年8月
計画主体	三重県 津市

津市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 津市農林水産部農林水産政策課
獣害対策担当
所在地 三重県津市西丸之内23番1号
電話番号 059-229-3172
FAX番号 059-229-3168
メールアドレス 229-3171@city.tsu.lg.jp

1. 鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ニホンジカ・イノシシ・ニホンザル・アライグマ・カラス類
計画期間	平成26年度～平成28年度
対象地域	津市（全域）

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（平成24年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
ニホンジカ	水稻・小麦・サツマイモ・カボチャ・スギ・ヒノキ等	被害面積 100.4ha 被害金額 40,113千円
イノシシ	水稻・タマネギ・サツマイモ・タケノコ等	
ニホンザル	果樹・栗・水稻・タマネギ・トウモロコシ等	
アライグマ	果樹・野菜等	
カラス類	水稻・野菜・果樹等	

(2) 被害の傾向

中山間地域を中心に野生鳥獣による農作物、林産物への被害が年々深刻化している。このことが、農家、林家の生産意欲の減退、耕作放棄地の増加などの要因となっている。

住民生活においても、ニホンジカなどの被害が増加傾向にあり、そのエリアが拡大するなど社会的な問題となりつつある。

ニホンジカについては、森林への被害（剥皮や若芽の食害等）や水稻、小麦、野菜類を中心に農作物全般への被害が発生しており、加害する生育ステージも生育初期から収穫時期まで、全期に及んでいる。

このように、農林業等に甚大被害を与えるのは、適正生息密度が2頭/k㎡に対して、津・松阪区域の推定生息密度は22頭/k㎡とかなり高いことが、大きな要因と推測される。

また、被害区域は、中山間地域の美杉・白山・美里地域から市全域に、年々広がっており市街地でも目撃されている。

イノシシについては、春先のタケノコから収穫前の水稻、いも類や野菜類、小麦まで被害が発生しており、特に水稻への被害が甚大で、被害区域は市全域に広がっている。また近年、ニホンシカ同様に市街地付近からの目撃情報も多くなっている。

ニホンザルについては、農産物全般に対して、年間を通じて被害が発生

しており、最近では、頻繁に市街地周辺にも出没し、菜園など食害も見受けられ高齢者や子供への危害も懸念されている。なお、三重県農業研究所による個体数カウント調査及びラジオテレメトリー調査により、本市には少なくともサル群れが、5群確認されており、安濃地域から片田地域を中心に生息している個体群（津B群/津C群90頭程度）、美里地域及び久居地域を中心に生息している個体群（美里A群/津A群130頭程度）の2つの群が大きい被害を与えていると考えられているため、群れサイズのコントロールが必要である。また、一志・美杉・白山地域でも群れが確認され、農産物に被害を与えている。

アライグマについては、河芸地域や香良洲地域を中心に果樹や露地野菜への食害が年々増加し、市内全域で目撃された情報が寄せられ、果樹や野菜類の食害が確認されている。

カラス類については、水稻、果樹等を中心に被害が発生しており、被害区域は、久居・香良洲地域を中心に、市全域に広がっている。

このため、獣等からの食害防止には、捕獲の強化とともに、防護柵等の設置、地域ぐるみによる追払いやエサ場の解消などを促進するための人材育成など総合的に取組む必要がある。なお近年、特にニホンザルやイノシシの捕獲要望が多くなっている。

(3) 被害の軽減目標

指 標	現状値（平成24年度）	目標値（平成28年度）
被害面積（金額）	100.4ha(40,113千円)	70.0ha(28,077千円)
ニホンジカ	58.5ha(9,669千円)	40.95ha(6,768千円)
イノシシ	10.6ha(8,043千円)	7.4ha(5,630千円)
ニホンザル	28.8ha(18,631千円)	20.1ha(13,041千円)
アライグマ	0.4ha(1,993千円)	0.28ha(1,395千円)
カラス類	2.1ha(1,777千円)	1.27ha(1,243千円)

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<p>有害鳥獣の捕獲については、市内の猟友会各支部へ委託を行っており、捕獲頭数は、サル、ニホンジカ、イノシシで年間4,471頭(H26年度実績)し年々増加傾向である。</p> <p>アライグマは23頭の捕獲実績となっている。</p> <p>また、農業者自らが捕獲でき</p>	<p>猟友会会員の高齢化等に伴い、会員数が減少していることから、捕獲等に係る担い手の育成・確保が急務となっている。</p> <p>このことから、農業者自らの捕獲を促進するためのわな猟免許の取得や地域ぐるみによる獣害対策協議会の設立等を引き続き支援する必要がある。</p>

	<p>るよう、わな猟免許取得費の補助や捕獲檻を購入し、貸出を行っており、利用者についても年々増加している。</p> <p>地域ぐるみ（18組織が取組中）による取組として、猟友会と連携し、農業者自らも捕獲を行っている。</p> <p>捕獲後の食肉利用など有効な活用方法の検討も各協議会等関係者と協議しているが、収益等の課題が多く実用には時間を要する。</p> <p>また、緊急時（サルなどが住宅地や田畑に集団で出没等）に早急な対応ができるよう臨時職員の配置と日頃のパトロールの体制整備も図りつつ、猟友会等のネットワーク化により、常に猟友会と連絡が取れる体制の整備を図っている。</p>	<p>それらと合わせ、効率的な捕獲機材の普及や新たな制度の導入などを検討する必要がある。</p> <p>また、地域協議会の交流による意見交換や研修会などを通じた技術の向上を図る必要がある。</p> <p>さらに、周辺市町と連携した一斉捕獲等についても、検討する必要がある。</p> <p>捕獲した有害鳥獣の効果的な処理については、地域資源としての活用方法も視野に入れ引き続き検討を進めるが、特に収益と需要に関し時間を要する。</p> <p>また、市内に数名の猟師が利活用を実施しているので調整等も必要となる。</p>
<p>防護柵の設置等に関する取組</p>	<p>防護柵の設置に要する原材料（支柱、電線、ネット等）の購入に対し、補助を行っている。</p> <p>自治会や地域協議会では、防護柵の設置方法などの技術研修会への参加とともに設置した柵の効果を最大限発揮させるため、設置状況の点検等を実施し被害防除を図っている。</p> <p>また、近年様々な対策方法があるため、各地域協議会の上部組織である津市広域獣害対策連絡協議会に効果の検証委託しており、検証結果からの対策を啓発している。防護柵以外にも計画的な緩衝帯の設置や放任果樹の伐採などの対策にも</p>	<p>引き続き、有効・効果的な防護柵の設置を促進していく必要があるとともに、老朽化してきた柵等の更新についても検討する必要がある。</p> <p>また、追払いについては、定着していない地域もあることから地域の意識改革を行い、定着するよう関係機関が一丸となって努める必要がある。</p> <p>更に、地域協議会等の組織化を促進し、地域ぐるみによる体制づくりを行う必要があるため、地域協議会と津市広域獣害対策連絡協議会の活動強化が必要と判断される。</p> <p>また、農地の適正管理や自治会や地域協議会による耕作放</p>

	<p>取組んでいる。</p> <p>また、サルの追払いについては、受信機を活用して集落への侵入があれば集落から出るまで追払いを行ってきた。近年では、未然に集落内へ近づけないよう、集落外での追払いも行っている。</p> <p>近年、イノシシの出没が多いことから猟友会による追払いも行っている。</p>	<p>棄地の再生も必要であると思われる。</p> <p>緩衝帯や放任果樹の伐採については所有者の特定と同意に時間を要することが課題である。</p>
--	---	---

(5) 今後の取組方針

<p>有害鳥獣による被害の軽減を図るためには、三重県鳥獣保護事業計画や特定鳥獣保護管理計画との整合性を図りつつ、防護柵等による農作物や林木の防護、農林地等に出没する有害鳥獣の捕獲や捕獲者の育成、地域ぐるみによる出没を抑止するための餌場の除去、追払い体制の組織化等を総合的かつ一体的に行う必要がある。</p> <p>このため、今後、地域が主体となった各種研修会を通して、被害防止に向けた組織的取組への意識の高揚を図るとともに、関係機関と協力し一丸となって取り組んでいく。</p> <p>※ 今後の方針</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 地域の意識改革と合意形成による被害防止体制の整備を図る。(地域ぐるみによる有効的な追払いや緩衝帯の設置、放任果樹などの伐採、餌場の除去など未然の被害防止対策の推進とともに活動の組織化の推進を図る) ② 捕獲と防護、地域への侵入防止などの取組を総合的かつ一体的に行い、被害の防止を図る。 ③ 除草や緩衝帯等の農地管理や放任果樹の撤去等により鳥獣害に強い集落づくりに努める。(自治会や地域協議会による農地の適正管理や耕作放棄地の再生等) ④ 関係機関と連携して、有害鳥獣の生息状況や生態調査を行う。 ⑤ 捕獲鳥獣の適切な処理方法の調査・研究を行う。 ⑥ 電気柵などに代わる侵入防止施策の調査・研究を行う。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

<ol style="list-style-type: none"> ① 三重県猟友会の協力とネットワーク化を図ることにより、効率・効果的な有害鳥獣の捕獲を行う。
--

- ② 捕獲従事者の育成・確保を推進する。
- ③ 効率的な捕獲機材の普及を図る。
- ④ 効率的・効果的な捕獲を支援するためのサポート体制の整備を検討する。
- ⑤ 捕獲を促進するため、被害農家などにわな猟免許の取得を促進する。
- ⑥ 猟友会や地域の獣害対策協議会などと効率的な捕獲方法などを検討する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
26年度	ニホンジカ イノシシ ニホンザル アライグマ カラス類	<p>猟友会への捕獲委託や移動式捕獲檻の貸出し、捕獲檻購入費用の助成、誘導捕獲等の調査・研究を行うとともに、猟友会や地域協議会等に講習会・研修会への参加を促進し、捕獲技術の向上を図る。特に、ニホンジカとイノシシの被害が多いため、効率・効果的な大量捕獲等の検討と成獣中心とした捕獲を検討する。</p> <p>ニホンザルの捕獲は、発信器を付けたサルを殺傷しないよう注意し、かつニホンザルは、群れを中心となる個体を捕獲すると分裂する恐れがあるため捕獲は慎重に行う。</p> <p>アライグマについては、数年前から被害があるが、生態などに関して知識が少ないため、専門の講師を招き研修会を行い捕獲罟等を整備し防除計画と整合を図り捕獲を行う。</p> <p>カラス類については、捕獲及び花火などで追払う。また、県事業の有効活用や、狩猟免許の取得を促進することにより、狩猟者の育成・確保を図る。</p>
27年度	ニホンジカ イノシシ ニホンザル アライグマ カラス類	<p>猟友会への捕獲委託や移動式捕獲檻の貸出し、捕獲檻購入費用の助成、誘導捕獲等の調査・研究を行うとともに、猟友会や地域協議会等に講習会・研修会への参加を促進し、捕獲技術の向上を図る。特に、ニホンジカとイノシシの被害が多いため、効率・効果的な大量捕獲等の検討と成獣中心とした捕獲を検討する。</p> <p>ニホンザルの捕獲は、発信器を付けたサルを殺傷しないよう注意し、かつニホンザルは、群れを中心となる個体を捕獲すると分裂する恐れがある</p>

		<p>ため、捕獲は慎重に行い、群れサイズのコントロールが必要と判断した場合は、コアエリアを中心に大型捕獲檻を設置する場所を選定し、適切な捕獲に努める。</p> <p>アライグマについては、捕獲罟等を整備し防除計画と整合を図り捕獲を行う。</p> <p>カラス類については、捕獲及び花火などで追払う。また、県事業の有効活用や、狩猟免許の取得を促進することにより、狩猟者の育成・確保を図る。</p> <p>国、県事業の有効活用や狩猟免許の取得を促進することにより、狩猟者の育成・確保を図る。</p> <p>捕獲後の個体の処理などについても地域協議会と研究を行う。</p>
28年度	ニホンジカ イノシシ ニホンザル アライグマ カラス類	<p>猟友会への捕獲委託や移動式捕獲檻の貸出し、捕獲檻購入費用の助成、誘導捕獲等の調査・研究を行うとともに、猟友会や地域協議会等に講習会・研修会への参加を促進し、捕獲技術の向上を図る。特に、ニホンジカとイノシシの被害が多いため、効率・効果的な大量捕獲等の検討と成獣中心とした捕獲を検討する。</p> <p>ニホンザルの捕獲は、発信器を付けたサルを殺傷しないよう注意し、かつニホンザルは、群れを中心となる個体を捕獲すると分裂する恐れがあるため、捕獲は慎重に行い、群れサイズのコントロールが必要と判断した場合は、コアエリアを中心に大型捕獲檻を設置する場所を選定し、適切な捕獲に努める。</p> <p>アライグマについては、捕獲罟等を整備し防除計画と整合を図り捕獲を行う。</p> <p>カラス類については、捕獲及び花火などで追払う。また、県事業の有効活用や、狩猟免許の取得を促進することにより、狩猟者の育成・確保を図る。</p> <p>また、国、県事業の有効活用や狩猟免許の取得を促進することにより、狩猟者の育成・確保を図る。</p> <p>捕獲促進のため、新制度などを検討し対策を強化する。</p>

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方	
①	ニホンジカの増加により、農林業に多大な被害を受けているため、特定鳥獣保護管理計画（ニホンジカ）を踏まえ、捕獲計画数を4,200頭/年とする。（有害捕獲実績 19年度：431頭、20年度：427頭、21年度：1603頭、22年度：約2536頭、23年度：2655頭、24年度：2,966頭、25年度：3,096頭、26年度：3,341頭）
②	イノシシの捕獲は、増加しているが、農業者等からは、増加傾向がみられるとの声があることから、これまでの捕獲実績を踏まえ捕獲計画数は2,200頭/年とする。（有害捕獲実績 19年度：68頭、20年度：181頭、21年度：153頭、22年度：315頭、23年度：173頭、24年度：1448頭、25年度：786頭、26年度：1,053頭）
③	ニホンザルについては、近年、住宅地周辺への出没が多く見られることから個体数が増加していると推測され、農作物への被害も甚大になっている。このため、群れの追払いとともに生息調査、移動範囲等の情報を収集し、適正な個体数に向けた調整を行う。なお、三重県農業研究所による個体数カウント調査及びラジオテレメトリー調査により、本市には少なくともサル群れが、5群確認されており、群れサイズのコントロールが必要と判断した場合は、コアエリアを中心に大型捕獲檻を設置する場所を選定し、適切な捕獲に努め捕獲計画数は360頭/年とする。（有害捕獲実績 20年度：70頭、21年度：63頭、22年度：131頭、23年度：109頭、24年度：130頭、25年度：80頭、26年度：77頭）
④	アライグマについては、年々被害報告や目撃情報が増えており、被害拡大される前に的確な捕獲が必要であるため、捕獲罟等の整備と補助計画と整合しつつ、通年捕獲を基本とする。（有害捕獲実績 23年度：12頭、24年度：23頭、平成25年度：20頭、平成26年度：25頭）
⑤	カラス類については、被害相談が多くあり、捕獲実績も増加していることから、今後も継続して捕獲を行っていく。（有害捕獲実績 19年度：435羽、20年度：1,522羽、21年度：1,819羽、22年度：664羽、23年度：835羽、24年度：485羽、25年度：417羽、26年度：426羽）

対象鳥獣	捕獲計画数		
	26年度	27年度	28年度
ニホンジカ	捕獲数 3,341頭	捕獲数 4,200頭	捕獲数 2,590頭
イノシシ	捕獲数 1,053頭	捕獲数 2,200頭	捕獲数 2,200頭
ニホンザル	捕獲数 77頭	捕獲数 360頭	捕獲数 360頭
アライグマ	捕獲数 100頭	捕獲数 100頭	捕獲数 100頭

捕獲等の取組内容
<p>猟友会、地域協議会と連携して捕獲依頼から猟期中も含め、ニホンジカ、イノシシ、ニホンザルを中心に、銃器や罠を用いた有害捕獲を行う。</p> <p>ニホンジカ、イノシシについては、春期、秋期の農作物被害が多く見られる期間を有害鳥獣捕獲強化月間として、集中的に有害捕獲を行うものとする。</p> <p>ニホンザルについては、三重県農業研究所による個体数カウント調査及びラジオテレメトリー調査により、本市には少なくともサル群れが、5群確認されており、群れサイズのコントロールが必要とされる場合は、コアエリアを中心に大型捕獲檻を設置する場所を選定し、適切な有害捕獲を行うものとする。</p> <p>また、効率的に捕獲できるよう猟友会と連携して調査研究を行う。</p> <p>対象区域は津市内全域であるが、捕獲区域は旧市町村単位で分けるものとする。</p>

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
該当なし	該当なし

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	26年度	27年度	28年度
ニホンジカ イノシシ ニホンザル	電気柵及び金網柵等の整備を行う。 L=29,360m (補助、材料支給等を含む)	電気柵及び金網柵等の整備を行う。 L=65,000m (補助、材料支給等を含む)	電気柵及び金網柵等の整備を行う。 L=65,000m (補助、材料支給等を含む)

(2) その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
26年度	ニホンジカ イノシシ ニホンザル アライグマ	<p>地域懇談会、現地研修会、講演会等を通して被害防止に向けた意識の高揚等に努めるとともに、各獣の習性や生態等の基礎知識を習得し地域住民が主体的に、追払い活動や集落内の点検等を行えるような地域協議会の体制の整備を図る。</p> <p>わな猟免許の取得促進や移動式捕獲檻の貸出し、捕獲檻購入費用の助成により、生産者の主体的な捕獲を推進する。</p>

		<p>また、地域協議会や猟友会との交流を深め、意見交換による被害防止施策の検討などを行える環境の整備、また、地域協議会が主体となり、対象鳥獣の住処となり得る耕作放棄地の管理などを検討する。</p> <p>農地と山林の間への緩衝地帯の設置や放任果樹の伐採の促進、家畜の放牧や里山の管理の検討、捕獲後の処理についても検討を行う。</p> <p>さらに、より効果的な花火やモデルガンなどの追払い器具の充実を図る。</p>
27年度	ニホンジカ イノシシ ニホンザル アライグマ	<p>地域懇談会、現地研修会、講演会等を通して被害防止に向けた意識の高揚等に努めるとともに、地域住民が主体的に追払い活動や集落内の点検等を行えるような地域協議会の体制の整備を図る。</p> <p>移動式捕獲檻の貸出しの促進と捕獲檻購入費用の助成を行い被害防除を図りつつ、防護面では、電気柵に代わる侵入防止柵の研究も行う。</p> <p>また、地域協議会や猟友会との交流を深め、意見交換による被害防止施策の検討などを行える環境の整備、また、地域協議会が主体となり、対象鳥獣の住処となり得る耕作放棄地の管理などを検討する。</p> <p>農地と山林の間への緩衝地帯の設置や放任果樹の伐採の促進、家畜の放牧や里山の管理の検討、捕獲後の処理についても検討を行う。</p> <p>さらに、より効果的な花火やモデルガンなどの追払い器具の充実を図る。</p>
28年度	ニホンジカ イノシシ ニホンザル アライグマ	<p>地域懇談会、現地研修会、講演会等を通して被害防止に向けた意識の高揚等に努めるとともに、地域住民が主体的に追払い活動や集落内の点検等を行えるような地域協議会の体制の整備を図る。移動式捕獲檻の貸出しの促進と捕獲檻購入費用の助成を行い、被害防除を図りつつ、一層の被害防止のための新制度の検討を行うため、他県事例や他の協議会の制度等を検証する。</p> <p>また、地域協議会や猟友会との交流を深め、意見交換による被害防止施策の検討などを行える環境の整備、また、地域協議会が主体となり、対</p>

		<p>象鳥獣の住処となり得る耕作放棄地の管理などを検討する。</p> <p>農地と山林の間への緩衝地帯の設置や放任果樹の伐採の促進、家畜の放牧や里山の管理の検討、捕獲後の処理についても検討を行う。</p> <p>さらに、より効果的な花火やモデルガンなどの追払い器具の充実を図る。</p>
--	--	---

5. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 被害防止対策協議会に関する事項

被害防止対策協議会の名称	津市鳥獣害防止対策推進協議会
構成機関の名称	役割
津市農林水産部農林水産政策課	防止対策推進協議会の事務運営、各機関の連絡調整を行う。
津市農林水産部農業共済室	損害防止の観点から農業共済加入農家を中心に鳥獣害対策の助言支援を行うとともに、被害状況についての情報提供を行う。
津市農林水産部林業振興室	林業における獣害対策につき助言を行うとともに、被害状況についての情報提供を行う。
津市農業委員会	被害状況及び各地区の意見等について情報提供を行う。耕作放棄地に対する助言並びに情報提供を行う。
三重県猟友会津支部 三重県猟友会久居支部 三重県猟友会榊原支部 三重県猟友会芸濃支部 三重県猟友会美里支部 三重県猟友会安濃支部 三重県猟友会一志支部 三重県猟友会白山支部 三重県猟友会美杉支部	有害鳥獣に対する専門知識の情報提供と捕獲を行う。
津安芸農業協同組合 三重中央農業協同組合	営農阻害要素としての観点から営農活動上の鳥獣害対策につき助言を行う。
中勢森林組合	営林阻害要素としての観点から営林活動上の鳥獣害対策につき助言を行う。
津市広域獣害対策連絡協議会	各地域協議会の情報等を集約し、被害状況についての情報提供を行う。

片田地区獣害対策協議会	有害鳥獣の分布の把握に努め、適切な追払いや捕獲、農地の防護等の実施や被害防止のための対策を行う又は、助言を行う。
上ノ村獣害対策協議会	有害鳥獣の分布の把握に努め、適切な追払いや捕獲、農地の防護等の実施や被害防止のための対策を行う又は、助言を行う。
八幡鳥獣害対策協議会	有害鳥獣の分布の把握に努め、適切な追払いや捕獲、農地の防護等の実施や被害防止のための対策を行う又は、助言を行う。
桂畑獣害対策協議会	有害鳥獣の分布の把握に努め、適切な追払いや捕獲、農地の防護等の実施や被害防止のための対策を行う又は、助言を行う。
穴倉地区獣害対策協議会	有害鳥獣の分布の把握に努め、適切な追払いや捕獲、農地の防護等の実施や被害防止のための対策を行う又は、助言を行う。
赤坂有害獣対策協議会	有害鳥獣の分布の把握に努め、適切な追払いや捕獲、農地の防護等の実施や被害防止のための対策を行う又は、助言を行う。
上稲葉獣害対策協議会	有害鳥獣の分布の把握に努め、適切な追払いや捕獲、農地の防護等の実施や被害防止のための対策を行う又は、助言を行う。
向居・山出地区獣害対策協議会	有害鳥獣の分布の把握に努め、適切な追払いや捕獲、農地の防護等の実施や被害防止のための対策を行う又は、助言を行う。
三ヶ野地区獣害対策協議会	有害鳥獣の分布の把握に努め、適切な追払いや捕獲、農地の防護等の実施や被害防止のための対策を行う又は、助言を行う。
白山町川口地区獣害対策協議会	有害鳥獣の分布の把握に努め、適切な追払いや捕獲、農地の防護等の実施や被害防止のための対策を行う又は、助言を行う。
北家城地区獣害対策協議会	有害鳥獣の分布の把握に努め、適切な追払いや捕獲、農地の防護等の実施や被害防止のための対策を行う又は、助言を行う。
榑原第4 東部地区獣害対策協議会	有害鳥獣の分布の把握に努め、適切な追払いや捕獲、農地の防護等の実施や被害防止のための対策を行う又は、助言を行う。
大里山室町獣害対策協議会	有害鳥獣の分布の把握に努め、適切な追払いや捕獲、農地の防護等の実施や被害防止のための対策を行う又は、助言を行う。

足坂地区獣害対策協議会	有害鳥獣の分布の把握に努め、適切な追払いや捕獲、農地の防護等の実施や被害防止のための対策を行う又は、助言を行う。
高座原地区獣害対策協議会	有害鳥獣の分布の把握に努め、適切な追払いや捕獲、農地の防護等の実施や被害防止のための対策を行う又は、助言を行う。
中ノ村地区獣害対策協議会	有害鳥獣の分布の把握に努め、適切な追払いや捕獲、農地の防護等の実施や被害防止のための対策を行う又は、助言を行う。
南出地区獣害対策協議会	有害鳥獣の分布の把握に努め、適切な追払いや捕獲、農地の防護等の実施や被害防止のための対策を行う又は、助言を行う。
榑原第4中地区獣害対策協議会	有害鳥獣の分布の把握に努め、適切な追払いや捕獲、農地の防護等の実施や被害防止のための対策を行う又は、助言を行う。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
三重県 農業研究所 三重県 林業研究所	有害鳥獣の習性等に対する専門知識、捕獲体制に対する助言を行う。
三重県中央農業改良普及センター	アドバイザーとして参加、情報提供を行う。
三重県津農林水産事務所 農政室及び森林・林業室	アドバイザーとして参加、情報提供を行う。
(独)近畿中国四国農業研究センター 鳥獣害研究チーム	アドバイザーとして参加、情報提供を行う。
(独)森林総合研究所 野生動物研究領域	アドバイザーとして参加、情報提供を行う。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

平成23年度中に編成し活動中。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

<p>津市鳥獣害防止対策推進協議会と地域協議会が中心となり、被害防止対策を推進していくが、多面的機能支払交付金の活動組織や自治会、更には、森林組合等の積極的な参加を促し、各組織が連携した取組みへの意識の向上と各組織の合意形成を進めていく。</p> <p>中山間地域など限界集落の多い地域では、地域住民の高齢化が進行して</p>

いることから、地域住民による防護柵の設置等が困難な場合がある。このため、広範囲で比較的大きな工事等を行う場合で、地域住民による対策が困難な場合には、各地域協議会への協力要請も検討する。（合意形成の高揚も図れる。）

6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

現在、捕獲した鳥獣の処理については、捕獲現場での埋設処理が中心であるが、地域資源としての食用や堆肥化等による活用とともに焼却の可能性につき調査・研究を行う。

7. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

今後、市域を越えた広域での獣害対策を進めるため、周辺市町及び県との調整や情報の共有、更には捕獲体制の整備を検討していく。